



帝国データバンク、GMO グローバルサイン発行「EU 適格 e シール」の自社利用を開始

株式会社帝国データバンク（本社：東京都港区、代表取締役社長：後藤 信夫、以下 TDB）は eIDAS 規則¹に基づく「EU 適格 e シール」を GMO グローバルサイン株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：中條 一郎、以下 GMOGS）から発行を受け、自社での利用を開始しました。既報²のとおり TDB では GMOGS とともに「日本版 e シール」の対応サービスの検討・開発に着手していますが、TDB 自らが GMOGS 発行による EU 域内で既に制度化され法的効力を有する e シールを利用することで、より具体的な運用やユースケースの知見を得て、20 年以上にわたって取り組んでいる TDB 電子認証サービス³を含むトラストサービスの拡充に努めてまいります。

1. TDB が発出する電子文書等への GMOGS が発行する e シール付与

e シールは「電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み⁴」で、企業が利用する「社印」の電子版に相当します。国内では EU 適格 e シールを発行できる唯一の認証局⁵が GMO グローバルサインとなり、TDB は今後、一部のプレスリリース等へ試験的に GMOGS から発行された e シール付与を開始します。

TDB が発出する電子文書に適格 e シールを付与⁶することで、当該電子文書の受領側では、以下 2 点が可能になります。

- (1) 当該電子文書に関し、間違いなく TDB によって作成されたことが確認できる
- (2) 当該電子文書に関し、TDB によって作成された後の改ざん有無を確認できる

¹Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.257.01.0073.01.ENG

²帝国データバンク、「日本版 e シール」対応サービスで電子認証サービス 5 社と連携・協業 (2021/2/1)

帝国データバンク、「日本版 e シール対応サービス」で 3 社と連携・協業 (2021/12/3)

³TDB 電子認証サービス TypeA、TDB DigiCert 電子認証サービス Class2、TDB サーバ証明書発行サービス

⁴総務省『e シールに係る指針 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000756907.pdf)』から引用

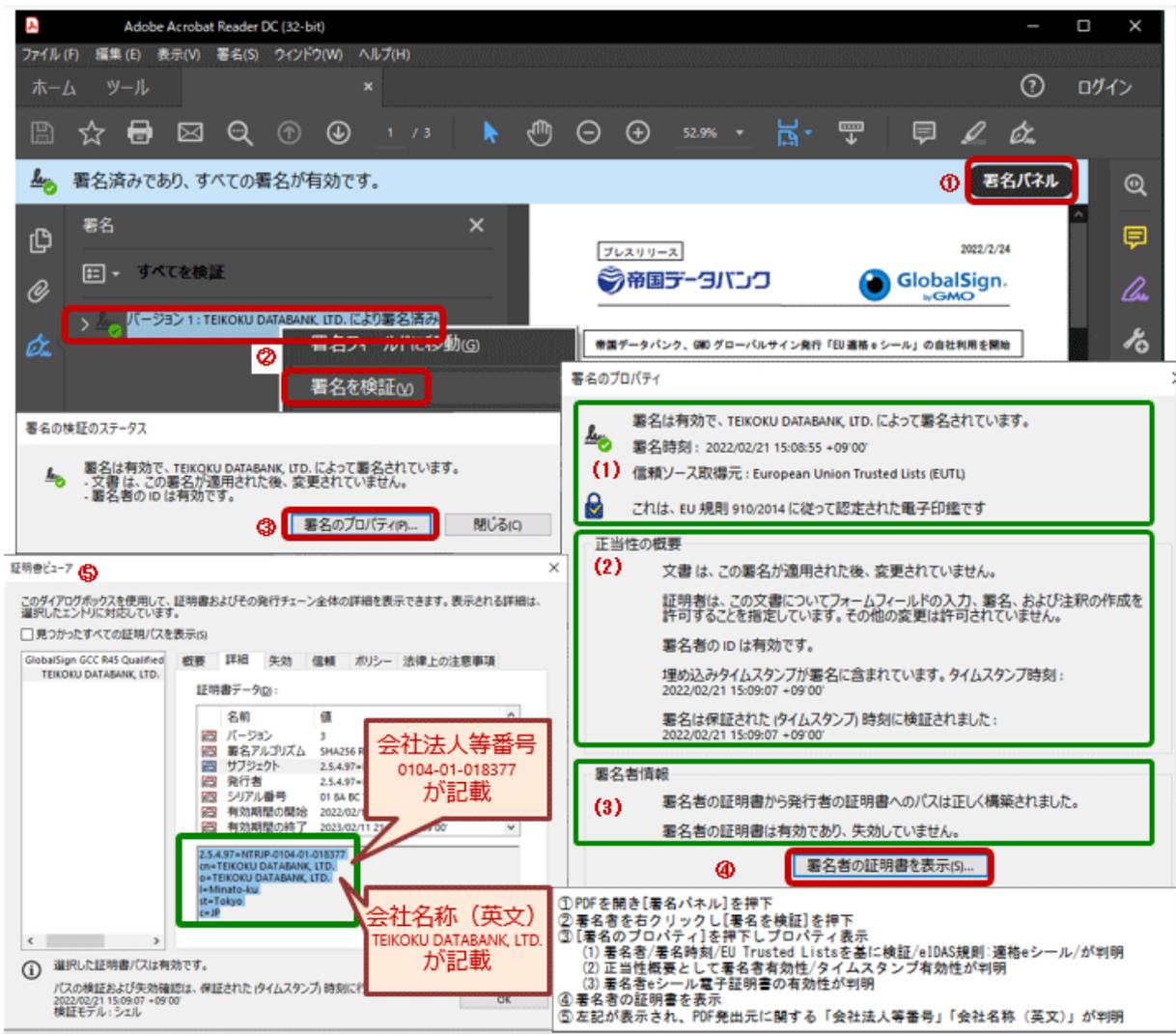
⁵2022 年 1 月現在、GMOGS 調べ。

⁶当面はプレスリリースを対象とし、TDB が発出する全ての電子文書に付与するものではありません。



本プレスリリース (PDF ファイル) を例にすると、Adobe 社の「Adobe Acrobat Reader DC」で開いた際に、e シールが自動的に検証され、GMOGS が発行した EU 適格 e シールによって、上記 (1) および (2) が確認できます。タイムスタンプ付与も併せて実施しているため、当該時刻における本プレスリリースの存在も証明されます (図 1 を参照)。

図 1 e シール付与された PDF の確認方法



2. e シール付与の意義

データの送信側と受信側において各々の意義があります。

<送信側>

送信側は、発出するデータ等 (見積書や請求書、保証書など) に e シールを付与すること



により、送信者側が作成したものであること、および、作成後に修正や改ざんがされていないことを主張することが可能です。

また、送信側がeシールを必ず付与している場合は、送信側が関与せず、且つeシールが付与されていないデータに関わる問題が発生した場合には、送信側が作成したものではないと主張することが可能です。例として、なりすましされた悪意の第三者が提供するデータに因る被害を受けた社からの主張に抗弁できます。

<受信側>

2020年以降のコロナ過で、紙や押印を前提としたビジネス慣習を見直し、ビジネス文書などの電子化が加速する環境において、電子化データの真正性を確保し確認できることが極めて重要です。法人が作成した電子文書等にeシールを付与することにより、作成元の法人を業務システムなどで自動判別が可能となり、且つ変更（改ざん）の有無も判明するため、見積書、請求書、領収書など受発注に関わる経理業務処理効率化に資すると考えます。また、重要な報告を含む、IR、プレスリリース等への活用も可能です。

また、2023年10月導入予定である改正消費税法に基づく消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）において、デジタル証憑の交付や保存に際し、法人等が送信するデジタル証憑の本人性や真正性を担保する措置がなされれば、事業者事務負担を軽減し適切な会計処理が可能となり、会計監査や税務調査の対応までも軽減可能と考えます。

3. 今後について

今回のeシール発行フローやノウハウは、国内eシール検討の場などに提示します。また、eシールに関わるサービスの検討・開発状況は、随時公表いたします。なおリモート署名事業者・クラウド会計事業者といったアプリケーション事業者との連携・協業についても随時継続検討しています。詳細は以下お問い合わせ先までご連絡ください。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク
プロダクトデザイン部ネットソリューション課
e-mail: ecinfo@tdb.co.jp

GMO グローバルサイン株式会社
マーケティング部 坂井
TEL : 03-6370-6500
E-mail : support-jp@globalsign.com

※コロナ禍によるリモートワークを実施中のため、
極力メールでのお問合せをお願いしております。